

指定管理者評価判定結果報告書

平成25年7月5日

高 浜 市 長 殿

高浜市指定管理者選定評価委員会
委員長 小笠原 芳夫 印

平成24年度の指定管理者の評価の判定結果について、高浜市指定管理者の評価に関する指針第8の規定により報告します。

1. 施設の名 称	高浜市南部ふれあいプラザ			
2. 指定管理者の名 称	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会			
3. 指定期間	平成21年 4月 1日 ~ 平成26年 3月31日			
4. 協定書・事業計画書等に基づく管理の概要	・プラザの利用及びその制限に関する業務 ・高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例第3条の事業の運営に関する業務 ・プラザの利用に係る料金の徴収に関する業務 ・プラザ施設及び設備の維持管理に関する業務 ・その他市長が必要と認める業務			
5. 大分類項目の評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
① 総則に関する事項	25点	21.0点	84.0%	A
② 施設設備の維持管理に関する事項	25点	25.0点	100.0%	A
③ 運営及びサービスの質の向上に関する事項	50点	50.0点	100.0%	A
6. 総合評価				
項 目	満 点	評 点	満点に対する割合	判定結果
総合評価	100点	96.0点	96.0%	A
7. 評価結果についての講評				
・今後、継続していくためにも“初心忘るるべからず”で、常に自己と対峙しながら、業務にあたっていただきたい。 ・指定管理者制度の基本的なところで、収支のバランス等しっかりとしておいてほしい。業務の改善・見直し、縮減・節減に努めていただきたい。 ・通帳及び帳簿を別にする。会計担当者を別にする。など事務コストの増加につながりかねないが、収支をしっかり管理するという中で、検討いただきたい。				